

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

| | |
|------|----------------|
| 学校名 | 小樽歯科衛生士専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人小樽市歯科医師会 |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|---------|--------|-----------|-----------------------------|-------------------|------|
| 専 門 課 程 | 歯科衛生士科 | | 258 | 240 | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |
| | | 夜・通信 | | | |
| (備考) | | | | | |

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

| |
|--|
| https://otaru-dental-school.com/ にて公開 |
|--|

3. 要件を満たすことが困難である学科

| |
|-----------|
| 学科名 |
| (困難である理由) |

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|------|----------------|
| 学校名 | 小樽歯科衛生士専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人小樽市歯科医師会 |

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|----|--|
| 名称 | 学校運営委員会 |
| 役割 | 校務の円滑適正にして効率的処理を図るために設置する。 （学則6章第24条） 運営体制へのチェック機能（教育課程、進路指導、学校評価など）。 学校長、学校職員は、運営委員会の意見を、学校運営に反映させる。 運営委員（小樽市歯科医師会より6名、本校4名、会員3名）は、小樽市歯科医師会会長が推薦する。 |

2. 外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|---------------------|---------------|----------------|
| 歯科医師（歯科医院院長） | 2019.6～2021.6 | なし |
| 歯科医師（歯科医院院長） | 2019.6～2021.6 | なし |
| （備考）外部人材である構成員は5名在籍 | | |

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|------|----------------|
| 学校名 | 小樽歯科衛生士専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人小樽市歯科医師会 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| | |
|---|--|
| 1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 | |
| (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学科担当講師が作成し、専任教員および教務担当で検討・確認の上、教務会議で検討し、職員会議で承認を得て決定する。 ・ シラバスの作成は、2月上旬。公表は、4月とする。 | |
| 授業計画書の公表方法 | https://otaru-dental-school.com/ にて公開 |
| 2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 | |

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績は、その学年に定められた所定の教育内容を履修し、試験及び実習成績を統合的に判定し考査する。(学則5章第20条)

試験の成績は、各学科科目ごと100点満点とし、60点以上を合格する。

試験の成績が、前項の合格点に達しない者はその科目につき、再試験を受けることができる。

再試験の成績が、前項の合格点に達しない者はその科目につき、再々試験を受けることができる。

試験に欠席した者で、その欠席の理由が正当であると認められる者は、追試験を受けることができる。(学則5章第21条)

試験を受けるためには、次の条件を備えなければならない。

- (1) 実施総時間の3分の2以上に出席すること。
- (2) 欠席日数が当該学年の授業日数の3分の1以内であっても、各学科及び実習に関する出席時間数に当校指定規則に定める時間数に満たない者については、必要な補習を受けなければ試験を受験することができない。
- (3) 所定の学費を納入すること。(学則5章第22条)

- ・授業に取り組む姿勢、課題レポート、小テスト、定期試験を統括した点数による絶対評価とする。
- ・基準は、6割以上の成績により合格として、履修認定を実施している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- ・定期試験などの点数による絶対評価を行っている。
- ・2019年度の1年生の年間成績による成績分布については、23名中、上位3/4は、17名であり、下位1/4は、6名。23名の平均点は、75点、下位1/4は、60点以下の6名である。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://otaru-dental-school.com/>にて公開

| | |
|--|--|
| <p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> | |
| <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定期試験の考査に合格し、単位が認定されなければ、進級または卒業できない。 • 各教育課程を終了し、所定の試験を合格した者には、卒業証書を授与する。 (学則5章第23条) | |
| <p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p> | <p>https://otaru-dental-school/にて公開</p> |

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

| | |
|------|----------------|
| 学校名 | 小樽歯科衛生士専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人小樽市歯科医師会 |

1. 財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|--------------|--|
| 貸借対照表 | https://otaru-dental-school.com/ にて公開 |
| 収支計算書又は損益計算書 | https://otaru-dental-school.com/ にて公開 |
| 財産目録 | 公表の必要なし |
| 事業報告書 | https://otaru-dental-school.com/ にて公開 |
| 監事による監査報告（書） | https://otaru-dental-school.com/ にて公開 |

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 | | |
|----------|----|---------------------------|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------|--------------------|
| 医療 | | 専門課程 | 歯科衛生士学科 | ○ | | | |
| 修業 年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| 3年 | 昼 | 2868 単位時間/単位 | 1346 単位時間 /単位 | 314 単位時間 /単位 | 1008 単位時間 /単位 | 12 単位時間 /単位 | 188 単位時間 /単位 |
| | | | 2868 単位時間/単位 | | | | |
| 生徒総定員数 | | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 | |
| 114人 | | 72人 | 1人 | 4人 | 51人 | 55人 | |

| |
|---|
| カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） |
| （概要） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学科担当講師が作成し、専任教員および教務担当者で検討・確認の上、教務会議で検討し、職員会議で承認を得て決定とする。 ・シラバスの作成は、2月上旬。公表は、4月とする。 |
| 成績評価の基準・方法 |
| （概要） |
| <p>成績は、その学年に定められた所定の教育内容を履修し、試験及び実習成績を統合的に判定して考査する。（学則5章20条）</p> <p>試験の成績は、各学年100点満点とし、60点以上を合格とする。</p> <p>試験の成績が、前項の合格点に達しない者はその科目につき、再試験を受けることができる。</p> |

| |
|---|
| <p>再試験の成績が、前項の合格点に達しない者はその科目につき、再々試験を受けることができる。</p> <p>試験に欠席したもので、その欠席の理由が正当であると認められる者は、追試験を受けることができる。（学則5章第21条）</p> <p>試験を受けるためには、次の条件をを備えなければならない。</p> <p>(1) 実施総時間の3分の2以上に出席すること。</p> <p>(2) 欠席日数が当該学年の授業日数の3分の1以内であっても、各学科及び実習に関する出席時間数が当校指定規則に定める時間数に満たない者については、必要な補習を受けなければ、試験を受験することができない。</p> <p>(3) 所定の学費を納入すること。（学則5章第22条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業に取り込む姿勢、課題レポート、小テスト、定期試験を統括した点数による絶対評価とする。 ・基準は、6割以上の成績により合格として、履修認定を実施している。 |
| <p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期試験の考査に合格し、単位が認定されなければ、進級または卒業できない。 ・各教育課程を終了し、所定の試験を合格した者には、卒業証書を授与する。（学則5章第23条） |
| <p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業・レポート等、進級・卒業レベルに届かない学生、理解できないところがある学生には、日常的に放課後に、個別に補講を実施している。 ・国家試験に向けた支援としては、合格レベルに届かない学生、理解できないところがある学生に対して、放課後から夜間、土曜日に補講を実施してレベルの引き上げ、理解度の向上を行っている。 |

| 卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載） | | | |
|---|------------|-------------------|------------|
| 卒業生数 | 進学者数 | 就職者数 （自営業を含む。） | その他 |
| 11人 (100%) | 0人 (0%) | 11人 (100%) | 0人 (0%) |
| (主な就職、業界等) ・ 歯科医院 | | | |
| (就職指導内容) ・ 3年進級後の早い時期に、本人との面談を実施し、就職活動中も就職担当職員と担任を中心にフォローしている。就職セミナーや、求人票公開にあたっての説明を行っている。 | | | |
| (主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士資格（国家資格）取得 | | | |
| (備考)（任意記載事項） | | | |

| 中途退学の現状 | | |
|---|----------------|------|
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 58人 | 4人 | 6.9% |
| (中途退学の主な理由) 学業不振（3名）、進路変更（1名） | | |
| (中退防止・中退者支援のための取組) ・ 担任と本人との定期面談を行い、希望者には保護者を交えての3者面談を行う。 ・ 欠席の続く学生とは、担任職員と専任、保護者を交えての面談を行っている。 | | |

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料 (年間) | その他 | 備考 (任意記載事項) |
|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 歯科衛生士科 | 200,000 円 | 500,000 円 | 290,000 円 | 設備維持費・物資購入費 |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 修学支援 (任意記載事項) | | | | |
| | | | | |

b) 学校評価

| 自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://otaru-dental-school.com/ にて公開 | | |
|---|---------------|--------------------------------|
| 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 評価委員は、学校運営委員会のメンバーから選出され (定数3名) 1. 建学の趣旨と教育の方針 2. 学校運営 3. 教育活動 4. 学修成果 5. 学生支援 6. 教育環境 7. 学生募集 8. 財務について評価を実施し、適正な学校運営と建学の趣旨と教育方針の周知に、学校長を責任者として随時実施活用する。 | | |
| 学校関係者評価の委員 | | |
| 所属 | 任期 | 種別 |
| 小樽市歯科医師会 | 2019.6～2021.6 | 歯科医院院長 学校運営委員 (学校の教職員以外) |
| 小樽市歯科医師会 | 2019.6～2021.6 | 歯科医院院長 学校運営委員 (学校の教職員以外) |
| 小樽市歯科医師会 | 2019.6～2021.6 | 歯科医院院長 学校運営委員 (学校の教職員以外) |
| 学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://otaru-dental-school.com/ にて公開 | | |
| 第三者による学校評価 (任意記載事項) | | |
| | | |

c) 当該学校に係る情報

| |
|---|
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://otaru-dental-school.com/ にて公開 |
|---|